

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

- (1) 陳情第88号 平成29年4月1日付社会福祉法改正について、社会福祉法人らぽおるの樹（多摩区）に対する川崎市健康福祉局の改正法施行に関する不手際および監督官庁としての機能不全に対する第三者による調査もしくは、第三者調査委員会の設置に関する陳情

資料 社会福祉法人らぽおるの樹に対する指導監査等について

参考資料 社会福祉法人制度改革について（抜粋）

令和3年11月11日

健康福祉局

1 法人の概要

- (1) 名称：社会福祉法人らぼおるの樹（本部：多摩区長沢3-8-8）
- (2) 設立：平成21年12月9日（「NPO法人らぼおる」からの事業移管により設立。NPO法人は現存。）
- (3) 事業：第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業等）、公益事業等

（事業所一覧：R3.10.1現在）

No.	事業所名	事業内容	所在地	指定日
1	グループホームあまぐり	共同生活援助	多摩区南生田5-4-12	H22.1.1
2	2にん3きゃく	就労継続支援B型・生活介護	麻生区早野37-5	H22.1.1
3	日中一時支援はあもにい	日中一時支援	多摩区南生田6-8-2	H23.3.1
4	メイクフレンズ多摩・麻生	生活介護	多摩区長沢3-8-8	H23.4.1
5	kokonara	就労継続支援B型・生活介護	多摩区南生田4-20-4	H24.4.1
6	ヘルパーステーション海	居宅介護・地域生活支援	宮前区平3-11-1	H24.4.1
7	日中一時支援原っぱ	日中一時支援		H24.4.1
8	児童発達支援事業所ドナルド	児童発達支援、放課後等デイ	高津区久末2175-1	H24.10.1
9	児童発達支援事業所ドナルド2	児童発達支援、放課後等デイ	中原区下小田中1-5-19	H24.10.1
10	日中一時支援ドナルド2	日中一時支援		H24.10.1
11	相談支援みち	計画相談支援	多摩区南生田5-7-4	H27.4.1
12	日中一時支援ら・い・ふ	日中一時支援	多摩区南生田3-3-2	H29.10.1
13	くろかわの家	日中サービス支援型共同生活援助	麻生区黒川1328-6	R2.5.1

2 社会福祉法人制度改革（主な内容）

- (1) 経営組織のガバナンス強化 → 理事・理事長に対する牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備
- (2) 事業運営の透明性の向上 → 財務諸表の公表等について法律上明記
- (3) 財務規律の強化 → 適正かつ公正な支出管理の確保、社会福祉事業等への計画的な再投資等
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務 → 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応
- (5) 行政の関与の在り方 → 所轄庁による指導監督の機能強化等

※別紙、参考資料参照

3 所轄庁としての監督権限

- (1) 立入検査権等
法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 勧告・公表・命令

- ① 改善勧告
法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

- ② 公表
勧告をした場合において、当該勧告を受けた法人が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ③ 改善命令
法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- ④ 業務停止命令・役員解嘱勧告
法人が命令に従わないときは、当該法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
- ⑤ 解散命令
法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

4 法人指導監査・施設実地指導等の概要及び監査等の状況

- (1) 社会福祉法人指導監査
社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的に実施。

- ① 監査等の種類
法定受託事務として、国の要綱、ガイドライン等に基づき、本市が定める実施要綱により、法人の組織運営、適正な事業の実施、人事・資産・会計などの管理状況等について次により調査又は検査を行う。

【一般指導監査】

定期指導監査
原則3年に1回実施（法人本部の運営等について関係法令等に照らし特に大きな問題が認められない場合）

随時指導監査
法人等の運営等に問題が発生した場合等において随時に実施

【特別指導監査】

法人等の運営に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実施

【集団指導】

適正・適切な法人運営に資するため、運営面や会計処理に関する注意点などについて講習形式で実施（年1回）

② 「らぼおるの樹」に対する指導監査の状況（平成29年度法改正後）

実施日	監査の種類	監査結果（主な指摘）
H30.3.15	一般（定期）	文書指摘5件、口頭指摘3件 （議事録の記載・保存、役員選任手続、寄附金管理など）
R1.11.15	一般（随時）	文書指摘3件、口頭指摘7件 （法人外部への1千万円の貸付、会計処理など）
R2.10.13、14	一般（随時）	文書指摘4件、口頭指摘4件 （理事会招集通知、会計処理など、再指摘3件）
R3.10.20	特別	令和3年11月末を目途に結果発出予定

文書指摘：違反事項について改善報告を要すもの 口頭指摘：違反事項が軽微なもの

※指導を行った事項について改善が図られない場合、改善勧告、改善命令（行政処分）等の措置を講ずる

(2) 施設実地指導及び監査

① 指導、監査の種類

【実地指導】

事業所の適正な運営を確保するため、事業所を訪問し備付けの書類を確認し、事業所職員と面接する形で実施

【監査】

行政上の措置（勧告、命令等）に該当する内容であると疑われる場合などに実施

【集団指導】

事業所の適正な運営を確保するため、制度改正、運営上重要な点を集合講習の形で実施（年1回）

② 「らぼおのの樹」開設事業所に対する指導、監査の状況（平成29年度以降）

実施日	種類	対象事業所	指導等結果（主な指摘）
H29.7.13	実地指導	グループホームあまぐり （共同生活援助）	文書指摘7件、口頭指摘2件（計画未作成、加算要件不備、預り金体制不備等）
		みち（計画相談支援）	文書指摘3件、口頭指摘1件（利用計画不備、虐待防止体制不備、苦情処理体制不備等）
R2.8.27、28	実地指導	グループホームあまぐり （共同生活援助）	文書指摘9件、口頭指摘2件（計画未作成、加算要件不備、預り金体制不備等、再指摘5件）
R2.11.11 R3.1.21	実地指導 →監査	ヘルパーステーション海 （行動援護）	指定の一部効力停止1か月の処分 （運営基準違反、不正請求）
R2.11.17 R3.1.29	実地指導 →監査	日中一時支援原っぱ （日中一時支援）	処分日：R3.9.30 処分期間：R3.11.1～11.30
R2.11.20 R3.1.21	実地指導 →監査	児童発達支援事業所ドナルド （児童発達支援、放課後等デイサービス）	指定の全部効力停止1か月の処分 （人員基準違反、運営基準違反、不正請求） 処分日：R3.9.30 処分期間：R3.11.1～11.30
R3.1.21	監査	児童発達支援事業所ドナルド2 （児童発達支援、放課後等デイサービス）	指定の全部効力停止3か月の処分 （人員基準違反、運営基準違反、不正請求） 処分日：R3.9.30 処分期間：R3.11.1～R4.1.31

※指摘の内容、指導を行った事項について改善が見られない場合の取扱い、法人監査と同様

5 本市が確認している主な経過等

時期	事項	対応等
H29.4.1 （一部H28.4）	社会福祉法改正 社会福祉法人制度改革	法人集団指導講習（H28.3月・10月、H29.10月）
H30.3月頃	障害保健福祉部長の知人が来所時に 陳情者を紹介される	陳情者に対し適正な法人運営に向けて取り組むよう 助言（陳情者は当時常務理事）
R1.6月～	現在に至るまで、陳情者から法人に関 する要望等を受ける	法人運営等に問題がある場合に助言・指導を行う旨の 説明及び回答
R1.10.23	市長への手紙受理	文書にて回答（R1.12.10）
R2.8.25	質問状受理	面談の上、文書にて回答（R2.9.2）
R2.11.10	質問状受理	電話にて回答（R2.11.10）
R2.11.13	陳情書受理（健康福祉局あて）	電話対応、関係機関との連絡調整
R2.12.27	抗議文（法人及び本市あて）受理	法人に状況確認、対応及び報告を依頼（R2.12.28）

6 陳情の要旨に対する本市の考え方

社会福祉法人らぼおのの樹に対しては、関係法令に基づく法人本部に対する指導監査、及び施設への実地指導等を随時実施し、法令違反に対しては行政処分を行っているほか、運営状況の把握に努めながら、適宜、助言・指導を行うなど、所轄庁としての役割である法人への監督を履行してきた。

今後とも改善状況等の確認に努めるとともに、利用者保護の観点から、法人運営が適切に行われるよう、引き続き、助言・指導を行っていく。

社会福祉法人制度改革について（抜粋）

社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日
参議院可決：平成28年3月23日
衆議院再可決・成立・公布
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等